

滋 水 第 5 5 4 号
令和6年(2024 年)6月 12 日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、刺網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について貴委員会の意見を問います。